

(仮)たけんこの会

# ニュースレター

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会



第1号

(仮)たけんこの会事務局

電話 090-4473-7798

平成23年6月14日

## 熊本地方裁判所に住民訴訟を 提訴しました。



記者会見の様子



裁判所の前で、弁護士先生を囲んで

6月14日午後3時、曇り空のもと吉井代表をはじめとする原告及び支援者の代表12人と板井弁護士が熊本地方裁判所に集まり、裁判所に対して正式な手続きを行いました。

その後ただちに京町会館へ移り記者会見となりました。まず、代表がこの訴訟に至った経緯（裏面に載せている内容）を話し、板井弁護士より今回の訴訟についての説明をしていただきました。

記者からいくつかの質問を受けましたが、その質問の主な内容は、訴訟に踏み切った理由やこの訴訟にかける思い等。これは今後私共にとって柱となる、とても重要なものですので、まとめたものを下に記しております。

最後に裁判所の門前で原告及び支援者の12人と板井弁護士で集まり、再度意志を固め、今後の方向性について確認しました。



…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明

・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。



# 私共の思い



皆様御存知の通り、平成23年1月31日、御船町が御船竹資源開発株式会社を支払った約3億円の補助金を、会社から一切返還を受けぬまま町の財政調整基金より国に対して返済しました。

これらの支出が不当、違法なものであるとして、平成23年2月15日、御船町長山本孝二氏に対し、約600名の請求人の皆様と共に約3億円の町への返還を求めた住民監査請求を提出しました。

それを受けまして、平成23年4月15日、山本町長に対し約3億円の町への支払いを求める、という、過去に例を見ない画期的な勧告が監査委員会より出されました。

しかし、平成23年5月16日、町長はこの勧告を受け入れないと正式に回答しました。

つきましては本日午後3時、熊本地方裁判所に対して、118名の原告の皆様と共に、御船町長山本孝二氏に対し、御船町監査委員の勧告を履行する事を求めた住民訴訟を提訴いたしました。

町長は監査委員勧告に対する回答の中でも、未だ自らの判断の誤りを認めず、責任をとらない姿勢を崩していません。

**このような町長の姿勢に対して、このまま何の対応もとらないということ、町長という職にあるものは、間違いを認めず、責任をとらなくてもよいということを住民が認めると言う事にもつながりかねません。**

私共は今回の住民訴訟を通して、竹バイオマス問題の真相究明を目指し、町長職にあるものの権限と責任について問うと共に、「**今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか**」そして「**このような問題が今後起こらないためにはどうすればよいのか**」を住民目線で考えるきっかけになればと思っております。

今回の竹バイオマス問題には、国と地方の補助金行政問題、首長、議会、住民、それぞれの役割、責任についての問題等々、地方自治の根幹にかかわる問題が数多く含まれています。

今回の住民訴訟により、私達の故郷御船町がよりよい町へと生まれ変わることを願ってやみません。

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会  
(仮称) 「たけんこの会」 代表 吉井博

## ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

**正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

詳しいお問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798

**勝訴を確信し、皆様のご協力、ご支援よろしくお願ひいたします。** まで。